



太田市民会館

〒373-0817

群馬県太田市飯塚町200-1

TEL 0276-57-8577

URL: <https://www.otacivichall.net/>



新田文化会館

(エアリスホール&アリーナ)

〒370-0341

群馬県太田市新田金井町607

TEL 0276-57-2222

URL: <http://www.airys.net/>



藪塚本町文化ホール

(カルトピア)

〒379-2304

群馬県太田市大原町505-2

TEL 0277-78-0511

URL: <http://www.cultopia.jp/>



一般財団法人 太田市文化スポーツ振興財団

◆文化施設◆

太田市民会館 ・ 新田文化会館 ・ 藪塚本町文化ホール

「おおたん文化倶楽部」

入会のご案内



おおたん文化倶楽部 事務局

〒373-0817 群馬県太田市飯塚町200-1(太田市民会館内)

TEL:0276-57-8577 FAX:0276-55-8422

受付時間:9:00~17:00(月曜休館・月曜が祝日の場合は翌平日が休館)

「おおたん文化倶楽部」とは

太田市民会館／新田文化会館／藪塚本町文化ホールを

ご利用いただくお客様に、より良いサービスを提供していくためのものです。

1人でも多くの方に質の良い芸術をお届けし、楽しんでいただければと願っております。

ご家族、ご友人お誘い合わせのうえ、ぜひご入会ください。

<会員の特典> 【規約第5条】

1. チケットの割引

(一財)太田市文化スポーツ振興財団主催の催し物について、割引価格でチケットを購入できます。

ただし、割引枚数、割引価格などはその都度財団が設定いたします。

(催し物により異なることもあります。)

2. チケットの先行予約(オンライン・電話)

財団主催の催し物について、チケットの先行予約ができます。

(先行予約の有無、開始時期についてはその都度財団が設定いたします)

(催し物により異なることもあります。)

3. チケットの郵送料サービス

チケットの郵送をご希望の場合、郵送料を財団が負担いたします。

チケット代金のお支払いは、郵便局による代金引換になります。

チケット代金・代引手数料(290円)・送金手数料(203円)は会員様のご負担となります。

4. 催し物情報の提供

財団主催の催し物情報をメールまたは郵送で提供いたします。

おおたん文化倶楽部の入会申し込みは 3 館で随時受け付けております。

◎別紙の申込用紙を記入し、会館の窓口へご持参ください。

◎年会費(継続会員 1,000 円/新規会員 1,500 円)をお支払ください。

◎会員証(カード)が発行されます。カードの番号がお客様の会員番号です。

◎チケット購入時には、窓口で必ずカードをご提示ください。

☆当会は以下の規約により運営いたします。ご入会の前によくご確認のうえ申し込みください。

「おおたん文化倶楽部」規約

第1条(名称)

この会の名称は「おおたん文化倶楽部」といいます。

第2条(目的)

この会は、一般財団法人太田市文化スポーツ振興財団(以下「財団」という)が行う芸術文化事業への参加機会を提供し、文化の向上に寄与することを目的とします。

第3条(会員)

1. 会員は、本規約を承認の上、財団に申し込みをし、財団が入会を認めた方を「おおたん文化倶楽部会員」(以下「会員」という)とします。
2. 会員が資格を有する期間は、4月1日または入会日より3月31日までとします。
3. 財団は会員へ会員証(以下「カード」という)を発行します。このカードは、毎年新しく発行されます。また、カードを他人に貸したり、譲渡したりすることはできません。

第4条(会費)

1. 会員は第2条の目的に賛同し、財団に対し次の会費を支払います。
前年度からの継続会員 1,000円(税込)
新規会員 1,500円(税込)
2. 継続会員は、財団があらかじめ指定する期日までに所定の方法にて次年度の会費を支払うことで更新され、指定した期日までにその手続き及び会費の納入がなされないときは継続会員の資格を失います。
3. 新規会員は、同条の2以外の方で、会費を支払うことで資格を有します。
4. 納入済みの会費については、いかなる場合においても一切返還しないものとします。

第5条(会員の特典)

会員には財団主催の催し物(以下「催し物」という)に限り、次の特典があります。ただし、すべての催し物に適用となるわけではありません。

- ① チケットの割引
- ② チケットの先行予約(オンライン・電話)
- ③ チケットの郵送料サービス
- ④ 催し物情報の提供

第6条(カードの紛失、盗難等)

カードを紛失・盗難にあった時は、財団にその旨を連絡し、カードの再発行の手続きをとるものとします。その際の手数料は無料です。

第7条(届出事項の変更)

入会時の届出事項に変更が生じたときは、速やかに財団へ届け出ることとします。

第8条(会員資格の喪失)

財団は会員が次のいずれかに該当した場合に、会員資格を取り消すことができるものとします。

- ① 入会時に虚偽の申告があったとき。
- ② 定められた期間内に継続の手続きがなされなかったとき。
- ③ 財団が定めた規約に違反するなど、会員としてふさわしくない行為をしたとき。

第9条(権限および運営)

会員は会の権限および個人情報の取り扱いなどの運営に関するそのすべてを、財団に一任することとします。

附則

この規約は、平成 21年 9月 1日から施行します。
この規約は、平成 25年 9月 1日から施行します。
この規約は、平成 29年 4月 1日から施行します。
この規約は、平成 31年 4月 1日から施行します。
この規約は、令和 3年 2月 1日から施行します。
この規約は、令和 4年 3月 1日から施行します。
この規約は、令和 5年10月 1日から施行します。